

渋川市住宅用スマートエネルギー機器設置補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、住宅用太陽光発電システムで発電したクリーンエネルギーの効率的な自家消費を促進し、家庭における温室効果ガスの排出を抑制するとともに災害に強いまちづくりを推進するため、市内の住宅にスマートエネルギー化に資する機器を導入する者及び環境性能に特に優れた自動車等を導入する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、渋川市補助金等交付規則（平成18年渋川市規則第45号。以下「規則」という。）に定めのあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 住宅 自ら居住し、その者の住民票に記載されている住所に存する建築物（居住部分が過半を占める店舗等との併用建築物を含む。）をいう。ただし、賃貸住宅、別荘等一時的に使用するもの及び補助金の交付を受けようとする者が居住せず賃貸、販売等の営利目的のものは除く。

(2) 定置用リチウムイオン蓄電池システム 定置用リチウムイオン蓄電池に加え、電力変換装置がシステムとして一体的に構成されているもので、蓄電容量の合計が1キロワットアワー以上の設備をいう。

(3) ホームエネルギーマネジメントシステム機器（以下「HEMS機器」という。） 家庭での電力使用量等を計測・蓄積し、電力使用量の見える化を図るもので、ECHONET Lite規格を標準インターフェースとして搭載している設備をいう。

(4) 住宅用太陽光発電システム 住宅又は同一敷地内にある倉庫、車庫等の屋根等へ設置した太陽電池モジュールを利用して電気を発生させるための設備及びこれに附属する設備であって、低圧配電線と逆流ありで連系し、設置された住宅において電気が消費されているもので、太陽電池の最大出力（対象システムを構成する太陽電池モジュールの公称

最大出力（日本産業規格に規定されている太陽電池モジュールの公称最大出力。なお、日本産業規格を基準とするが、IEC等の国際規格も可とする。）又はパワーコンディショナの定格出力のうちいずれか小さい値の合計値（キロワット表示とし、小数点以下2桁未満は切り捨てる。）とする。以下同じ。）が10キロワット未満のものをいう。

(5) 電気自動車等充給電システム（以下「V2H」という。） 電気自動車（以下「EV」という。） 又はプラグインハイブリッド自動車（以下「PHV」という。）に充電し、及びEV又はPHVに搭載された電池と住宅の分電盤を接続することで電気を相互に供給することが可能な設備をいう。

(6) EV 搭載された電池によって駆動する電動機のみを原動機とし内燃機関を併用しない検査済自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の規定による自動車検査証の交付を受けた同法第2条第2項に規定する自動車をいう。以下同じ。）とし、電動機が鉛電池によって駆動されるものを除く。

(7) PHV 外部電源からの充電が可能なハイブリッド自動車（搭載された電池によって駆動する電動機及び内燃機関を原動機として搭載し、エネルギーの回生機構を有する4輪以上の検査済自動車をいう。）とし、電動機が鉛電池によって駆動されるものを除く。

(8) 設置工事完了日 対象システムの領収日又は保証の開始日をいう。ただし、住宅用太陽光発電システム及び住宅用太陽光発電システムとともに設置する定置用リチウムイオン蓄電池システム、HEMS機器又はV2Hにおいては電力受給を開始した日をいう。

（補助対象）

第3条 補助の対象となるシステム（以下「対象システム」という。）は、次に掲げるものとし、当該対象システムの要件は、別表第1に定めるとおりとする。ただし、増設は補助の対象としない。

(1) 定置用リチウムイオン蓄電池システム

(2) HEMS機器

(3) 住宅用太陽光発電システム

(4) V2H

(5) EV又はPHV

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、申請時において次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、本市の住民基本台帳に記録されている者

(2) 対象システムを設置した住宅（EV又はPHVの申請においては対象システムを保管している住宅）に居住を開始している者

(3) 市税の滞納がない者

(4) 対象システムの設置費用を負担した者

(5) 電力会社と電力受給契約を締結した者。ただし、EV又はPHVの申請においては電力会社と電力受給契約を締結した者と同一の世帯に属する者においても補助対象者とする。

(6) 同一の住宅において、同様の補助対象機器に係る補助金の交付を本市から受けていない者

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、第3条に定める対象システムの設置に要する費用（消費税及び地方消費税を除く。）とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、別表第2に掲げるとおりとする。

2 この補助金の事業全体の補助限度額は、429万円とする。

(補助金の交付申請及び実績報告)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、対象システムの設置工事完了日又は車両の初年度登録日から6か月以内に、住宅用スマートエネルギー機器設置補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に別表第3に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、各対象システムの申請を同時に行う等の理由により、市長が重複する書類の提出が必要ないと認める場合は、この限りではない。

2 補助金の申請は、各対象システムにつき各1回限りとする。

(補助金の交付決定及び確定)

第8条 市長は、前条の規定による申請書が提出されたときは、その内容を審査し、補助金交付の可否を決定し、住宅用スマートエネルギー機器設置補助金交付(却下)決定(確定)通知書(様式第2号)により通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による交付決定後、申請者から住宅用スマートエネルギー機器設置補助金交付請求書(様式第3号)が提出されたときは、速やかに補助金を支払うものとする。

(資料の提出)

第9条 補助事業者は、必要に応じて市長の求める対象システムに関する資料の提出に協力しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年6月14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年8月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年9月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月18日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年12月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年5月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年9月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する

別表第1（第3条関係）

対象システム	要件
定置用リチウムイオン蓄電池システム	<ol style="list-style-type: none">1 設置前において、使用に供されていないこと。2 住宅用太陽光発電システムが設置された住宅へ新たに蓄電池を設置又は住宅用太陽光発電システムとともに蓄電池を設置し、常時住宅用太陽光発電システムと接続していること。3 平成31年4月1日以降に対象システムの設置工事契約を締結していること。
HEMS機器	<ol style="list-style-type: none">1 設置前において、使用に供されていないこと。2 住宅用太陽光発電システムが設置された住宅へ新たにHEMS機器を設置又は住宅用太陽光発電システムとともにHEMS機器を設置し、常時住宅用太陽光発電システムと接続していること。3 平成31年4月1日以降に対象システムの設置工事契約を締結していること。
住宅用太陽光発電システム	<ol style="list-style-type: none">1 設置前において、使用に供されていないこと。2 定置用リチウムイオン蓄電池システム又はV2Hとともに住宅用太陽光発電システムを設置し、常時定置用リチウムイオン蓄電池システム又はV2Hと接続していること。3 令和2年4月1日以降に対象システムの設置工事契約を締結していること。
V2H	<ol style="list-style-type: none">1 設置前において、使用に供されていないこと。2 住宅用太陽光発電システムが設置された住宅へ新たにV2Hを設置又は住宅用太陽光発電システムとともにV2Hを設置し、常時住宅用太陽光発電システムと接続していること。3 一般財団法人次世代自動車振興センター（以下「N e V」という。）が実施する「クリーンエネルギー自

	<p>動車導入事業費補助金」において補助対象としているV2Hであること。</p> <p>4 令和2年4月1日以降に対象システムの設置工事契約を締結していること。</p>
EV又はPHV	<p>1 新車であること。</p> <p>2 自家用に使用する車両であって、補助申請者が車両所有者及び車両使用者であること（割賦による購入の場合は、販売店又はファイナンス会社等が車両所有者であっても補助対象とする。）。</p> <p>3 NeVが実施する「クリーンエネルギー自動車導入事業費補助金」において補助対象としている電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車（普通自動車、小型自動車又は軽自動車に限る。）であること。</p> <p>4 V2Hと接続する機能又は外部給電を可能とする機能を有する車両であること。</p> <p>5 EV又はPHVの保管場所となる住宅にV2Hが設置されていること又は当該車両の購入とともに設置すること。</p> <p>6 令和2年4月1日以降に対象車両の売買契約を締結していること。</p>

別表第2（第6条関係）

対象システム	補助金の額
定置用リチウムイオン蓄電池システム	蓄電容量 (1) 4キロワットアワー未満 30,000円 (2) 4キロワットアワー以上 50,000円
HEMS機器	10,000円
住宅用太陽光発電システム	太陽電池の公称最大出力の合計 (1) 4キロワット未満 30,000円

	(2) 4キロワット以上 50,000円
V2H	50,000円
EV又はPHV	50,000円

別表第3 (第7条関係)

区分	添付書類
共通して必要となるもの	<ol style="list-style-type: none"> 1 対象システムの工事請負契約書の写し EV又はPHVにおいては、売買契約書の写し 2 対象システムの支払証拠書類（領収書等）の写し 3 住民票の写し（申請者の世帯全員が記載されたもので、発行後3か月以内のもの） 4 申請者の市税に未納額のないことを示す証明書（発行後1か月以内のもの） 5 工事明細書等の補助対象経費の項目別金額が確認できる書類（契約書で確認できないとき） 6 電力会社との受給契約の内容が確認できる書類の写し 7 その他市長が必要と認めるもの
定置用リチウムイオン蓄電池システムの申請に必要なもの	<ol style="list-style-type: none"> 1 定置用リチウムイオン蓄電池の蓄電容量が確認できる書類の写し（契約書の写しで確認できないとき） 2 設置箇所の位置図 3 定置用リチウムイオン蓄電池を設置した建物全体写真及び定置用リチウムイオン蓄電池の設置写真 4 定置用リチウムイオン蓄電池の型式名、製造番号及び保証開始日が確認できる資料 5 接続する太陽光発電システムの設置状況が確認できる書類
HEMS機器の申請に必要なもの	<ol style="list-style-type: none"> 1 HEMS機器の仕様、規格等が確認できる書類の写し（カタログ等、助成対象システムであることが確認できるもの） 2 設置箇所の位置図

	<p>3 HEMS機器を設置した建物全体写真及びHEMS機器の設置後の現況が確認できる写真（設置状況及びモニターが起動している状態が確認できるもの）</p> <p>4 HEMS機器の型式名、製造番号及び保証開始日が確認できる資料</p> <p>5 接続する太陽光発電システムの設置状況が確認できる書類</p>
住宅用太陽光発電システムの申請に必要なもの	<p>1 電力購入を開始した日を証する書類の写し</p> <p>2 出力対比表の原本の写し</p> <p>3 システム配置図の写し（写真でモジュールの枚数が確認できないとき）</p> <p>4 パワーコンディショナの型式名と製造番号及び定格出力が確認できる資料（銘板の写真、保証書の写し又は検査成績証の写し）</p> <p>5 太陽電池モジュールを設置した建物全体写真、太陽電池モジュールの設置写真及び連系点建物全体写真</p>
V2Hの申請に必要なもの	<p>1 V2Hの仕様、規格等が確認できる書類の写し（カタログ等、助成対象システムであることが確認できるもの）</p> <p>2 設置箇所の位置図</p> <p>3 V2Hを設置した建物全体写真及びV2Hの設置状況が確認できる写真（EV又はPHVが接続している状況が確認できるもの）</p> <p>4 V2Hの型式名、製造番号及び保証開始日が確認できる資料</p> <p>5 接続する太陽光発電システムの設置状況が確認できる書類</p>
EV又はPHVの申請に必要なもの	<p>1 EV又はPHVの仕様、規格等が確認できる書類の写し（カタログ等、助成対象車両であることが確認できるもの）</p> <p>2 EV又はPHVの自動車検査証の写し</p> <p>3 車両の保管場所（車庫等）を示す案内図</p> <p>4 EV又はPHVの写真（保管場所において、車両番号が確認できるもの及びV2Hが接続している状態が確認できるもの）</p>

の)

5 接続するV2Hの設置状況が確認できる書類

様式第1号（第7条関係）

年 月 日

渋川市長 様

(申請者) 住 所

氏 名

印

電話番号

住宅用スマートエネルギー機器設置補助金交付申請書兼実績報告書

渋川市住宅用スマートエネルギー機器設置補助金交付要綱第7条第1項の規定により、下記のとおり報告するとともに、補助金の交付を申請します。

記

1 申請額

定置用リチウムイオン蓄電池システム	円
H E M S 機 器	円
住宅用太陽光発電システム	円
V 2 H	円
EV又はPHV	円
申 請 額 合 計	円

1 対象システムの概要

設置（保管）場所	渋川市	番地
工事完了日又は 車両の初年度登録日		年 月 日

定置用リチウムイオン蓄電池	
メーカー名	
型式名	
蓄電容量	kWh

HEMS機器	
メーカー名	
型式名	

住宅用太陽光発電システム		
	①	②
メーカー名		
型式名		
太陽電池の公称最大出力の計(A)	kW	kW
パワーコンディショナ		
メーカー名		
型式名		
定格出力(B)	kW	kW
(A)と(B)の小さい方(C)	kW	kW
(C)の合計		kW

V2H	
メーカー名	
型式名	

EV又はPHV	
メーカー名	
車種	
型式	

3 対象システム等に関する工事請負契約書（売買契約書）

契 約 日		年 月 日	
対 象 経 費	補助対象項目	金額（税抜/円）	備 考
	①定置用リチウムイオン蓄電池		
	②HEMS機器		
	③住宅用太陽光発電システム		
	④V2H		
	⑤EV又はPHV		
	補助対象経費 小計 (a)		(①～⑤の合計)

対 象 外 経 費	項 目	メーカー名等	数量	金額（税抜/円）	備 考
	補助対象外経費 小計 (b)				

契 約 書 合 計	項 目	金額（円）	備 考
	合 計		(a + b)
	消 費 税		
	契約書合計		

様式第2号（第8条関係）

渋川市第 号

様

住宅用スマートエネルギー機器設置補助金交付（却下）決定（確定）通知書

年 月 日付けで申請のあった住宅用スマートエネルギー機器設置補助金について、
渋川市住宅用スマートエネルギー機器設置補助金交付要綱第8条第1項の規定により、下記のと
おり決定（確定）したので通知します。

年 月 日

渋川市長



記

- 1 交付することを決定（確定）します。

補助金交付決定（確定）額	金	円
--------------	---	---

- 2 交付することはできません。

(理由)

年 月 日

渋川市長 様

(申請者) 住 所

氏 名

㊞

電話番号

住宅用スマートエネルギー機器設置補助金交付請求書

渋川市住宅用スマートエネルギー機器設置補助金交付要綱第8条第2項の規定により、
下記のとおり補助金の交付を請求します。

記

1 補助金請求額

請求額 (補助金交付決定額)	金	円
-------------------	---	---

2 振込先

金融機関名			
店 名			
預金種別	普通 当座	口座番号	
(フリガナ) 口座名義人			